

異議申立て、苦情及び問合せの手引き

2019年9月17日



一般社団法人 日本溶接協会
技術基準・認証委員会

目 次

	頁
1. 適用	3
2. 定義	3
3. 異議申立等の受付	3
4. 異議申立等の審査及び回答	4

1. 適用

本要領書は、一般社団法人 日本溶接協会（以下「JWES」という）電気工作物の溶接管理に係わる認証試験において JWES への異議申立て、苦情及び問合せ（以下「異議申立等」という）に関する要領について説明するものです。

2. 定義

2.1 異議申立て

申請者、受験者、認証書や合格書をもらった溶接士又は溶接施工工場からの要請であつて、その希望する認証に関し、本協会が下した決定について、再考を求めること。

2.2 苦情

本協会の認証活動又は認証された溶接士技能及び溶接施工法の活動に関し、溶接士又は溶接施工工場、その他の関係者が本協会に対して是正処置を求めること。

（注1）苦情には、次のようなものが該当します。

例：(1) 認証制度の手続きに関すること。

(2) 認証試験要領に関すること。（法令、技術基準等で定められている要領は除きます）

(3) 認証試験に関すること。（不公平又は不利な扱いを受けた等の不満を含みます。但し、法令、技術基準等で定められている場合は除きます）

(4) 協会が認証した溶接士技能及び溶接施工法に関すること。

2.3 問合せ

認証試験に係わる手続及び要領等に関する事項で、文書で回答をもらいたい場合。なお TEL 又は E-Mail での問合せでも可能です。

3. 異議申立等の受付

3.1 異議申立等の取扱い窓口

(1) 異議申立等は下記 JWES 事業部にお問合せください。

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町 4-20

一般社団法人 日本溶接協会 事業部

TEL 03-5823-6325

FAX 03-5823-5211

Email: wes8208-sinsei@jwes.or.jp

(2) 異議申立等を行う場合には付-1 の異議・苦情申立書にて申請してください。

なお、異議申立て及び苦情は申請者の誤解に基づく場合があるため、申立ての受付に当たっては、必要に応じて確認のための質問及び説明を行うことがあります。

異議申立てについては認証日から 30 日以内に申請を行ってください。苦情については、特に期限は定めません。

4. 異議申立等の審査及び回答

4.1 異議申立等の審査

申請された異議申立等については当協会の技術基準・認証委員会で審査を行います。

4.2 機密保持

苦情処理プロセスの過程で得られた情報等は、申請者の同意なしで権限を与えられていない者に開示しない等の機密保持管理を行います。

4.3 審査結果の回答

当協会の技術基準・認証委員会で審査結果は事務局から申請者に対して文書で回答いたします。

異議・苦情申立書

付-1 異議・苦情申立書 様式

一般社団法人日本溶接協会が行った電気事業法及び原子炉等規制法に係わる溶接士技能及び溶接施工法の認証試験（資格更新等を含む）の結果又は認証活動等への異議又は苦情を申立てます。

記入日：____年 ____月 ____日
 申立者：_____
 住所：（〒 - ）_____
 代表者氏名：_____ (印)
 申請番号：_____
 Tel. : _____ Fax. : _____
 e-mail _____

申立の内容

【異議申立て（認証試験結果、資格更新等）又は苦情のいずれかの申立てなのか、申立ての根拠を具体的に示して記述して下さい。欄が不足の場合は、別に資料を添付して下さい。】

申立区分：異議申立て 苦情

一般社団法人日本溶接協会 使用欄

受付日：

備考

受付番号：